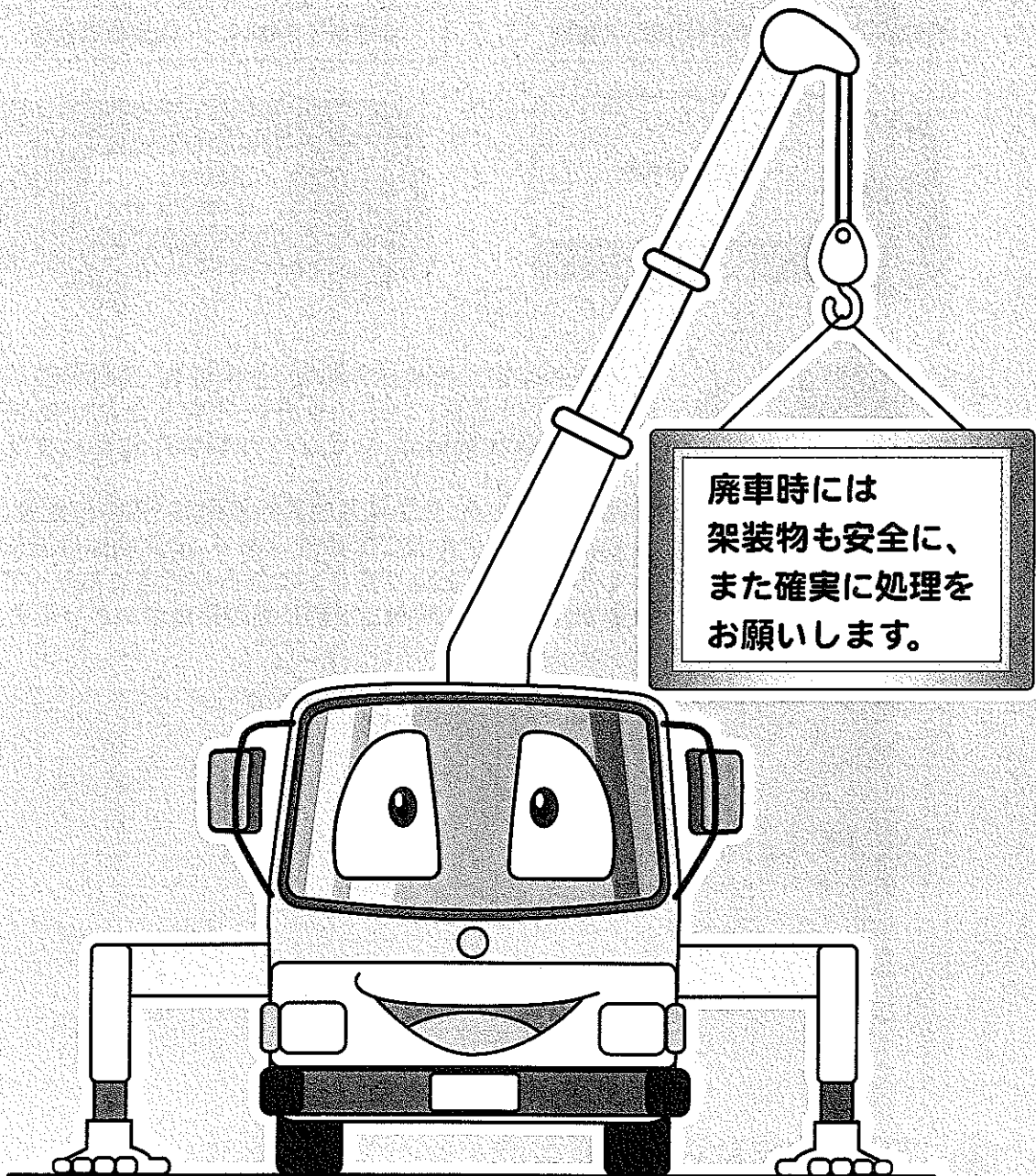




架装物の 適正処理について

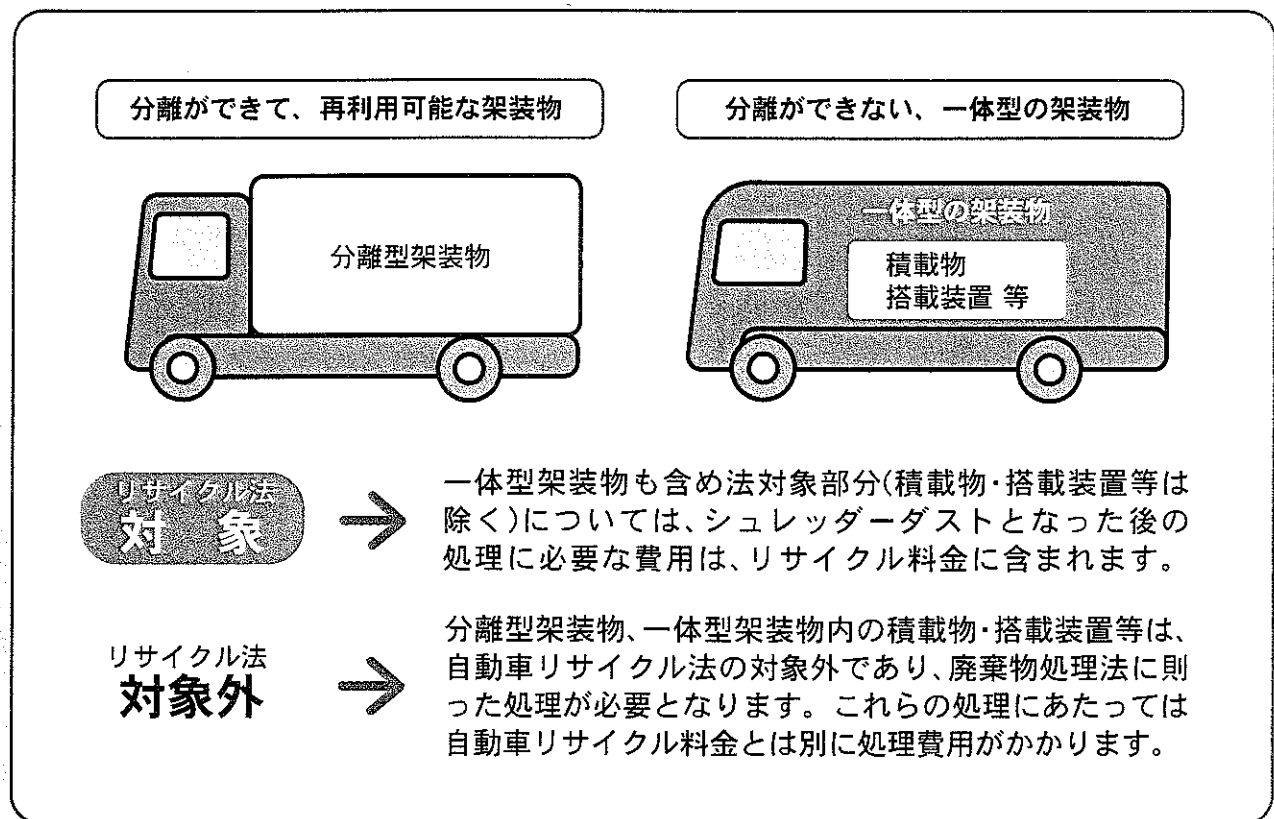


廃車時には
架装物も安全に、
また確実に処理を
お願いします。

■ 架装物付自動車を廃棄する時の 注意点をご存じですか？

使用済自動車の架装物の中には自動車リサイクル法の対象外となるものがあります。

こうした架装物等は従来通り架装物の処理に必要な費用を考慮した取引を行ってください。



■ 架装物処理についての 注意点をご存じですか？

使用済となった架装物を適正に処理するためには、次のような注意が必要です。

- 1 架装物に積載物や搭載装置が残っている場合は、これらを撤去した上で引き渡す。
- 2 タンクローリのタンク内および配管類を洗浄・処理した上で引き渡す。